

令和3年2月 第1回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年2月3日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年2月3日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（9名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
8	平田康範君	9	淡田邦夫君	10	川副善敬君

5. 欠席議員（1名）

議席番号	氏 名
7	橋本義雄君

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水 道 課 長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会 事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野 聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長報告

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応について

日程第4 委員会報告

1 総務厚生委員会

(1) 所管事務調査

① 条例等について

② その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

① 農林業について

日程第5 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件

(佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件

(令和2年度 佐々町一般会計補正予算(第8号))

日程第7 議案第3号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算(第9号)

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長(川副 善敬 君)

皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和3年2月第1回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長(古庄 剛 君)

皆様、おはようございます。

本日は令和3年2月佐々町議会第1回の臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、案件につきましては、佐々町の税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例、それから、県の緊急事態宣言に伴います飲食店への営業時間短縮要請の令和2年度佐々町一般会計補正予算(第8号)の2件につきましては、専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

また、新型コロナ対策感染症のワクチン接種事業及び農業施設等の災害復旧の事業関係の令和2年度の佐々町一般会計補正予算(第9号)の以上の3件でございます。

新型コロナ感染症の対応につきましては、後ほど町長報告の中で報告をさせていただきたいと考えております。

どうぞ御審議をいただきまして、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議長(川副 善敬 君)

本日、7番、橋本義雄君から病気入院中のため欠席届が提出されております。

よって、本日の出席議員は9名出席です。
これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、浜野亘君、3番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配布しております議事日程表のとおり、2月3日、本日1日間にしたいと思います。

日程について説明を行います。

はじめに、町長報告です。1件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査の報告を、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いします。

次に、議案第1号から議案第3号までの3議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

お諮りをします。本臨時会の会期は2月3日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

— 日程第3 町長報告（1）新型コロナウイルス感染症の対応について —

議 長（川副 善敬 君）

したがって、本臨時会の会期は2月3日、本日1日間に決定しました。

次に、日程第3、町長報告に入ります。

1件の報告をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、新型コロナウイルス感染症の対応について、御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、外出自粛など御協力をいただいております町民の皆様、県の休業要請に御協力をいただいております事業者の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

また、感染されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

町民の皆様におかれましても、正確な情報に基づく冷静な対応をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内の感染者確認から1年が経過しまして、終息の兆しが未だ見えないわけでございます。世界では感染者が1億人を超えております。昨年、緊急事態宣言が発令された4月、国内の感染者のピークは700人程度でございました。しかし、先月1月8日には7,882人と、10倍を超え、現在、国内感染者の累計は39万人を超えています。

政府は1月7日に1都3県に対し、1月8日から2月7日までの期間、緊急事態宣言を行いました。その後、13日には2府5県の区域が追加され、11都府県で、緊急事態宣言が行われております。

長崎県でも、1月6日には、県内の感染段階ステージをステージ4に移行し、17日までの期限として、県下全域に特別警戒警報を発令しました。しかし、感染拡大は収まることはなく、感染経路不明者も増加し、1月16日には長崎市に対し、県独自の緊急事態宣言が発令されています。そして、不要不急の外出自粛、県外、離島との往来自粛、在宅勤務の推進、1月20日から2月7日まで、飲食店等を対象とした、夜8時までの営業時間の短縮要請が行われております。

この営業時間の短縮要請につきましては、全ての期間中、営業時間の短縮に御協力を得ていた飲食店に対し、時間短縮協力金を1店舗当たり76万円を支給することとなっております。事務につきましては、長崎県と各市町が共同して行うこととしており、これに伴う本町の予算につきましては、1月19日に専決処分を行っています。事業の詳細につきましては、専決処分の承認の議案審議の中で説明しますので、よろしくごお願い申し上げます。

本町の新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、国県の動向に合わせ、昨年3月からこれまでの18回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしております。

昨年12月定例会で報告しました以降の対応について御報告をいたしますと、昨年12月27日に町内第1例目の感染者が確認されております。当日緊急に、第16回の対策本部会議を開催し、改めて感染拡大防止のための措置を協議しております。

協議に基づき、広報無線での放送、ホームページへの掲載、各世帯に感染者発生に伴う町長メッセージの配布を行っております。また、住民からの問い合わせが多くなることを予想されましたので、休日ではありましたが、総務課、保険環境課の職員を待機させ、対応をさせております。

1月14日には、町立学校の関係者に町内4例目の感染者が確認されております。対象の学校は14日を臨時休校とし、校内の消毒作業を行っております。また、翌日には、学校内には濃厚接触者はいないという保健所の判断でありましたが、念のため、感染者の確認された学級全員のPCR検査を行い、結果は全員陰性となっております。

1月16日には、県が特別警戒警報発令の継続を宣言されましたので、それを受け、1月18日には、特別警戒警報発令継続のお願いを、町長メッセージ第6弾ということで、各世帯に配布しております。

役場内におきましても、昨年3月から職員に対し、感染拡大防止をお願いし、様々な対策を行っておりますが、特別警戒警報期間中には、各課が行う会議やイベント等については、参加等を考慮しながら、中止や延期の判断を行うように指示しております。また、職員の県外、長崎市への出張についても、やむを得ないものを除き中止をしております。

これまで、本町では感染拡大防止対策や事業者支援など、様々なコロナ対策を実施してまいりました。詳細については、昨年の12月の定例会で概要を報告しておりますので省略いたしますが、その中のプレミアム付商品券第1次販売分につきましては、販売を1月29日で終了しております。

現在、その販売の残りが1,700セットほどあります。これにつきましては、改めて2月7日日曜日の午前9時半より文化会館において、特設販売を実施したいと考えております。これにより、コロナ禍で縮小しました地域経済の活性化に少しでも役に立てたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の救助となるワクチンでございますが、国は安全で有効なワクチンをできるだけ早い時期に提供できるように、今準備を進めております。

本町といたしましても、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まった際には、速やかに町民に接種ができるように、今回補正予算で、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に関する経費を計上しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

町内の事業者におかれましては、コロナ禍の中、経営が厳しい状態であろうと推察いたします。特に、外出自粛要請が続く中、飲食店、小売業など、大変厳しい状況が続いているものと思います。

国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が盛り込まれた2020年度第3次補正予算が成立しております。2月上旬には、その具体的な内容が示されると伺っておりますので、本町におきましても、引き続き、国や県の動向を注視しながら、新たな追加支援について、議会の皆様とともに相談しながら、実施をしていきたいと考えております。

最後に、本町においても7名の感染者が確認され、佐世保県北地域の確保病床数と入院患者数の割合も65%を超えており、医療体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いています。各地域でクラスターも発生しております。

町民の皆様におかれましては、いつでもどこでも感染の可能性があるものとして、一人一人が危機感を持って対応をしていただければと思っております。

今後も引き続き、町民の皆様の平穏な日常が取り戻せるように取り組んでまいりたいと思いますので、皆様におかれましては、特別警戒警報発令に伴う要請につきましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単でございますけど、御報告に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (川副 善敬 君)

町長報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

以上で、日程第3、町長報告を終わります。

— 日程第4 委員会報告 —

議 長 (川副 善敬 君)

日程第4、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査を報告を委員長からお願いします。

6番。

(総務厚生委員長 登壇)

6 番 (永安 文男 君)

それでは、総務厚生委員会の所管事務調査の報告をいたします。

令和3年1月28日木曜日午前10時から、佐々町役場別館会議室で開催し、所管事務調査を行いました。

今回の委員会報告は、きょうの臨時会に関係する分の条例等についての佐々町税外収入督促

手数料及び延滞金に関する条例の一部改正についてと、その他緊急を要する事案についての新型コロナウイルスワクチン接種事業についての報告をいたします。

まず、佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正についてですが、改正理由として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、延滞金の割合の特例に関する条項が改正され、令和3年1月1日に施行されるため、令和2年12月28日に専決処分を行ったもので、内容は改正前の「特例基準割合」が、改正後は「延滞金特例基準割合」と名称が変わっていることと、計算の前提となる割合について、今回の改正で「平均貸付割合」と名称が付けられているので、その分の改正を行っており、施行期日は令和3年1月1日ということでの説明がございました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてですが、保険環境課長から資料1、資料2に基づき説明がありました。資料説明に入る前に、河野担当大臣からきのうの夜に、高齢者の接種が4月1日以降になるとの発言があったが、この資料は今週の月曜日、厚生労働省の説明資料を抜粋しているものなので、御了承いただきたいということでもございました。

資料1の説明で特筆すべきは、医療従事者向けの接種は2月の中下旬から開催されることになっているが、これは県が調整して実施すること。高齢者向け優先接種とその他の方については市町村が実施することになるが、ファイザー社のワクチンは、マイナス75度の冷凍庫が3月下旬までに配布されることになっており、佐々町は1台から2台の配布となっている。設置場所は町立診療所を想定している。

接種場所は、原則として住民票の所在地で受けること。例外として、長期入院、入所の方など、やむを得ない事情による場合は、住民票所在地以外での接種を受けることができる。まだ具体的な詳細は決まっていないということでもございます。

住民の方に送付する接種券の様式説明や、今のところ国から説明されている3社の新型コロナワクチンの特性についての説明がありました。ファイザー社のワクチンの取扱いでは、マイナス75度の冷凍庫で保存すること等、非常に難しいものがあり、佐々町では町立診療所が基本型施設としてこれにあたるということです。

集団接種のイメージでは、受付・記録、予診票確認を経て、医師の予診を受けたのちに、接種してもらい、接種後の状態観察のために15分程度残っていただくという流れになっているということです。

このワクチン接種については、接種体制確保の補助金と接種対策の負担金に分かれていて、それぞれ3月末までのスケジュールの説明がありました。

また、資料2では、ワクチン接種にかかる予算の概要の説明を受け、一つに、体制確保事業（準備と接種券発送・予約等にかかるもの）と、二つ目、対策事業（集団・個別接種の実施にかかるもの）で、それぞれ令和2年度事業と令和3年度事業があるということです。

今回、臨時議会をお願いしている分については、体制確保事業の令和2年度分ということで、事前の準備に必要なものをあげているということです。

そのほかに、町内医療機関10のうち9つの医療機関と協議をお願いし、町立診療所を会場として、集団接種を実施したいということで、週5日間、1日に2医療機関ずつの協力をお願いした経緯等の説明を受けました。この集団接種は、接種そのものは看護師でもできるが、必ず医師の問診が必要であり、医師の協力がないと成り立たないため、今後も町内医療機関と調整協議し、協力をお願いしていきたいということでした。

委員からの確認として、ワクチンが3つの種類があるが、住民のほうが選択できるのかということについて、回答は、基本的に接種会場で取り扱うワクチンは1種類ということで選ぶということではできません。そのほかに、ワクチンの保管の問題、被害救済の問題、予防接種台帳の件のお尋ねがあり、診療所での警備、被害救済は国が全責任を持つと聞いており、予防接種台帳はシステムとしてあるとのことでした。

この新型コロナウイルスワクチンの接種事業は、国が6か月を目安に実施をしていくようですが、全国的な接種のスケジュールとか数とか、まだ国、それから各市町村も、まだ検討しているというような段階ということで、今後具体化されていくものというふうな説明がございました。

そういうことで、きょうは2件の報告といたします。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

(総務厚生委員長 降壇)

議長 (川副 善敬 君)

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

2番。

(産業建設文教委員長 登壇)

2番 (浜野 亘 君)

令和3年1月29日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。

案件は、2項目2件について、所管事務調査を行い、執行より4件のその他報告を受けました。

本日の臨時会では、その中の農林業についての案件と、その他報告1件のみの報告をさせていただきます。

(1) 農林業について。中川原地区農業用施設災害復旧工事の工事請負変更契約締結についてですが、現在、令和元年に被災しました大新田堰の頭首工の工事で、概要は、佐々川を半分ずつせき止めながら、延長48メートルのゴム堰を取り替える工事で、補助率99.4%で施工しています。令和2年3月からの繰越事業となっています。

工事の変更内容は、施工する段階で、クレーンやダンプトラックの大型車両等に危険性があるため、大型車両の転回場所の拡大及び敷鉄板の追加、作業スペースの延長、仮設排水管保護の盛土の追加などの設計変更が生じて、工事費が約1,100万ほどの増額となっており、242万2,000円の予算不足になるので、予算の補正をお願いし、工事契約の変更をしなければならぬと産業経済課から説明を受けました。

委員からは、事業の実施に際し、設計の変更は、県の農政課及び財政課との了解は取れているのか、また、補助率約99%の補助対象に変更ないかの確認があり、県から変更の承認をいただいています。また、補助対象で、実績にも変更ありませんが、栗石追加投入は補助対象外とのことでした。

設計については、現場を確認すれば、クレーンの配置や作業スペースの確保は分かったのではないかとの確認があり、県の指導により経費を抑えるため、最小限で設計しましたが、実際はダンプトラックや大型クレーンに危険が伴うため、変更を余儀なくされました。現場確認の不足等があり申し訳ございませんでしたとのことでした。

次に、その他報告の県の緊急事態宣言に伴う飲食店等への営業時短要請の対応についてですが、内容は20時を超えて営業をされている飲食店等において、県からの時短要請に1月20日から2月7日まで応じていただいた場合には、1店舗当たり1日4万円で、合計76万円が支給されるもので、町は1割を負担することになっております。

県の資料では、町内に96店舗が該当するとのこと、事業開始前に専決処分させていただいたと産業経済課から報告がありました。

委員からは、96店舗とのことではあるが、そのうち廃業など、対象外があると思うが、該当

する店舗数と、また、協力金の支給はいつごろかの確認があり、該当店舗の数は69店舗で、協力金は申請書を提出された店舗は、2月8日の週末から順次支給される見込みとのことです。以上で、産業建設文教委員会報告を終わります。

(産業建設文教委員長 降壇)

議 長 (川副 善敬 君)

議案に入る前に休憩をします。
しばらく休憩します。

(10時26分 休憩)

(10時28分 再開)

議 長 (川副 善敬 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。
委員長からの報告が終わりました。
以上で、日程第4、委員会報告を終わります。
これから議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第5 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件

(佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例) —

議 長 (川副 善敬 君)

日程第5、議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第1号 朗読)

中身につきましては、会計管理者をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (川副 善敬 君)

会計管理者。

会計管理者 (内田 明文 君)

それでは説明いたします。

まず、専決処分についてお詫びいたします。

今、町長のほうから専決理由がありましたが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、今回の改正部分につきましては、令和3年1月1日施行ということで、公布から施行までの相当の期間があり、本来専決処分をせずに議会にかけるべきでした。しかし、この条例改正が必要なことに気づいたのが、12月議会が終わってからでしたので、専決処

分としてしまいました。誠に申し訳ありません。

今後、こういったことが二度とないように十分注意いたします。

それでは、改正内容について説明をいたします。

この条例は、分担金、使用料、加入金、手数料、その他の地方公共団体の歳入の督促料及び延滞金の徴収について規定した条例であります。また、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料等につきましても、この条例を引用しております。

今回の改正は、延滞金の割合の特例に関する文言の改正です。延滞金の割合は14.6%で、納期限の翌日から1か月以内に納付した場合は7.3%となっておりますけれども、当分の間は特例で延滞金を計算することとなっております。

改正内容を資料に付けておりますけれども、改正条例を読みあげて、あわせて説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例。佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和41年佐々町条例第16号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正は、附則第4項の改正であります。

まず、第4条1項と改正してありますけれども、これは割合の規定が1項に記載してありますので、ここを第4条1項と改正いたします。この改正に伴って、2行目ですけれども、同条を同項と改正をいたします。

それから、文言の改正になりますけれども、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改正をいたします。

それから、特例基準割合の計算の前提となる割合が、改正前は租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合ということで、名称がありませんでしたけれども、改正後は、平均貸付割合という名称が新しく定義されておりますので、この分を改正いたします。

以下、同様の改正となっております。

今回の改正につきましては、文言の改正ですけれども、内容等につきましては、改正前と同じではあります。

附則。施行期日。第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例による改正後の附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

— 日程第6 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件
（令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第8号）） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第6、議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件（令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第2号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

令和2年度佐々町一般会計補正予算（第8号）。令和2年度佐々町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,587万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,933万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月19日専決、佐々町長。

次の1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

15 款県支出金、補正額6,587万5,000円、計6億4,151万3,000円。2 項県補助金、補正額6,587万5,000円、計2億6,728万8,000円。

歳入合計、補正額6,587万5,000円、計96億4,933万3,000円。

歳出。7 款商工費、補正額7,318万7,000円、計3億473万7,000円。1 項商工費、補正額、

計とも同額です。

14 款予備費、補正額、減額 731 万 2,000 円、計 2,610 万 3,000 円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額 6,587 万 5,000 円、計 96 億 4,933 万 3,000 円。

2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、長崎県の緊急事態宣言に伴う飲食店等への営業時間短縮要請にかかる補正予算が必要となりましたので、今回 1 月 19 日付けで専決処分をさせていただいておる内容となっております。

企画財政課からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

今回の補正につきましては、先ほどからもお話がありますとおり、県の緊急事態宣言に伴う飲食店への営業時間短縮の要請につきまして、町で対応する内容となっておりますが、営業時間の短縮を県からの内容に照らし合わせまして、件数のところを 96 件とみまして、その分の予算のところを、予算書で見ますと、4 ページのほうになりますが、こちらの 7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費の中の 7 節報償費のほうにあげておりますが、営業時間短縮協力金としまして、1 件当たり 76 万の協力金を予定をするものでございます。

この分の件数を 96 件としまして、今回計上させていただいております。

あと残りにつきましては、事務費等の分になっておりますが、こちらにつきましても、県の補助というのをいただくようになっておりまして、その分の中での、その分を対象としまして、計上させていただいております。

説明は以上になります。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

日々コロナ禍の関係で変わっておりますが、国は緊急事態宣言で、2 月 8 日から、また 1 か月延長したということがございますけども、長崎県としては、今後の見通しの情報はどのようになっているのかということですか。

それから、4 ページのほうに事務費があるんですが、これは 2 月 7 日までの人件費関係の予算なのか、いつまでを見込んであるのかをちょっと確認をさせてください。

2 点だけ。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員から御質問がありました、長崎県の今後の見通しについていいですか、これがです

ね、きょう 11 時からリモート会議が、県知事とあるようになっておまして、私がちょっと議会で出られませんので、一応、副町長をお願いをして、議長さんにもお願いして、出席をしていただくようになっていうことで、そのときに、きょうの 11 時から決定するのではないかと考えておりますので、またその時決まったら、皆さん方に御報告をさせて、また議長さんを通してですね、御報告をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

計上しています人件費につきましては、会計年度任用職員を使いまして、申請書の受付等、あと、申請書の内容の確認等をさせていただきまして、支給のほうの事務にあたっていただくように考えているものでございます。一応期間につきましては、20 日間ほどの雇用を予定しているという内容になります。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この申請の受付が、8 日から 26 日までということになっておりますが、そこまで入っているということで理解しとけばよろしいわけですかね。それ、一つ確認。

あと、リモート会議で今後が決まるということなんですけども、新聞とかマスコミの報道では、大都市関係が非常事態宣言ということで報道されているわけなんですけども、長崎県の佐々町としてですね、特別警報が今発令されているわけなんですけども、どの程度まで自粛しなくちゃいかんということもありジレンマでおるわけなんですけどもですね、ステージ 4 ということで、佐々町としてはステージ 4 もないし、閑散とした町、私は特に山の中ですから、ほとんど人と会わないもんですからですね、中央街はお街でありますので、すれ違う方もおられますけど、どのようになるのか、ちょっと、毎日毎日ですね、分からないもんですから、私としてはステージ 1 ぐらいじゃないかと思うんですよ。佐々町としては、幸い 7 例目しか出ていませんのでですね。今後、もしステージ、きょう会議があるということなんですけども、町として、どのように今、要するに佐々町として独自の判断ができなくてですね、主導的には国がおって、国が言うとおりに県がして、県が判断したのを市町村に下ろしてきて、それを伝達するだけのあれで、なかなか情報が入らんもんですからですね、非常に毎日毎日どうすればいいか迷うとるわけなんですけども。通常したら、さほど、佐々町から発生したという事例はなかなか見受けられませんですね。勤務の関係で佐世保市とか近隣のほうからですね、もうやむを得ずっていうか、幸いにしてかかってしまった、大変だろうと思うんですけど、そこら辺の状況はどうなんですかね。やはり、県が言うて、ステージ 4 の段階が 3 になったとしても、特別警報はまた 1 か月延長するのかどうかですね。そうした場合、また、76 万が頂けるもんかですね。会議はなさるはずなんですけどもですね。言えばきりがいいもんですからですね。まあまあ、注意して出てくださって言うていただければですね、出てもらってできると思うんですけどもですね。そこら辺の要するに今は県の指示がきて、それを伝えて住民に守っていただくというとしかできないもんかですね、そこら辺の答弁をちょっといただきたいんですけども。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員がおっしゃったように大変難しい質問でございます。ただ、佐々町というのは、佐世保の県北医療圏でございます、やはり佐世保市とそれから佐々、平戸と松浦がですね、これ県北の医療圏ということで一つになっているわけですね。それが今、佐世保市がかなり今増えているところで、やはり医療がひっ迫しているということで、今ステージ4ということになってるわけですね。長崎市のほうは、きのうは0人だったということで、佐世保市は出ているわけでございます。出ていますので、やはりそこら辺との絡みっていいですか、そういうことがありますので、やはり町としましても、やはり町としましても、やはり佐世保市の隣ってということもありますので、なかなかですね、まあ、佐世保市、佐々町は少ないんですけど、これが解除できますよとかいうのがなかなか難しいということを私どもは考えてるところでございます、やはりなるべく出ないようにということで、いつもお願いをしてやっているわけでございます、町としましても、そこが、単独で我々が決めていいのかっていうのをやはり、周りが佐世保市とかなんか囲まれていますのでですね、そこがなかなか今、佐世保市が出てるって状況があればですね、なかなか厳しいのではないかと考えています。今しばらく、やはりそれともう一つは、県がどう考えるのかっていうことがありますので、今しばらく、やはり接触を避けるとかマスクをすとか、やはり対外の自粛、外出の自粛をしていただくというのは、やっていかなきゃならないんじゃないかと。

きょうは知事との協議が出ますので、そのときどう判断されるのかというのは、また分かればすぐ報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

雇用についてでございますが、8日からの受付になります、その前の用意からと、あと26日までの申請になりますけども、26日まで受け付けた分の確認、支給までの手続きのほうを行います。

雇用としましては、3月の初めまでという形で考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、町独自の判断はしないってということになるわけですかね。県がした通知を報告で住民に知らせるってということになるわけですか。

やはり、いろんな県の考えとか動向を見ながらきたけど、町独自の判断で、直筆で町長さんは各所帯にお願いしているから、やはり町がそういうのを決定してお願いしてってということじゃないんですかね。

対策会議で専門家のお医者さんとかはおられないと思うんですけどですね。やはりどのようになっているかですね。ある程度、長崎県の特別警報はこのランクだったら守ってくださいとか、レベル3だったらこうとかですね、そがんとが、マスコミとかそれで知るだけでですね、

なかなか皆さん分からないんですよ。そこら辺を今後どうしていかれるのかなと思ってですね。私のは、雰囲気ではレベル2ぐらいでも構わんじやないかなと思うものですからですね。

しかし、勤務なさっとる方が近隣に行かれるからですね、どうしても今これを守ってくださってですね、そういう発信の仕方をしていただきたいなと思って。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり今言われるように、佐々町っていうのはレベル2かぐらいか分かりません。しかしながら、やはり佐世保市との近隣、医療圏もありますし、その中でやっている、佐世保市はかなり今ひっ迫しているわけですね、ステージが、入院っていいますか、病院もひっ迫しているということで、やはりそういうことがあればですね、やはりうちの町民の方も、佐世保市に通われる方たくさんいらっしゃるわけです。だから、そこら辺はやはり用心をしてやっていかなきゃならないということと、やはり我々もどういうことをやればいいのかというのは、県からこういうのが、マスクをしてくれ、手洗いをしてくれ、それから、外出自粛をしてくれという要望がありますので、そこではお願いするしかないわけですね。だから、そこを皆さん方が守っていていらっしゃるから、現状の佐々町というのは、そんなに多くの方が感染しないっていうことは、町民の方がよく自粛してですね、そういうことでやっておられると、我々は感謝しております。ただ、そこをもう少し我慢してでも、やはり佐世保市とか長崎県が落ち着けばですね、全体的に警報は外れると思いますので、そこまでも、少しでも我慢していただければと思っておりますので、どうぞ御協力をいただければと思っています。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

最後にちょっと確認だけさせてください。

お話を聞きますと、要するに佐世保、松浦、佐々とか医療圏がございますね。そういう考え方で取り組んでいくっていうことを町長としては考えているのか、県においてもそういう考えを持っているのかですね。町独自の考えがあっても、対策はとれないっていうことなのか。その1点だけ確認をさせてください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり県北の医療圏というのが、先ほど申しましたように4つですね、佐世保、佐々、平戸、松浦が県北医療圏になっているわけです。そこで、やはりコロナ感染とかいろいろなことが出てきた場合は受付するわけがございます。そういうことで、やはり4つの県北医療圏というのは、やはり連携をしながらやっていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、やはりそういう警報とかいろいろ出ましたら、それに従って、我々も町民の方にお問い合わせするっていうことはやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありますか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

2点ほど質問したいと思います。

1件目は、予算そのものはですね、96件ということで想定しているということでありましたが、ちょうど先ほどの委員長の報告、十分、聞き漏らしたんですが、実質的にその廃業されているところとか、そういったところなどってというのはもう分かっているわけだから、実質的には、その件数というのは96件万度に出るってことはあり得ないということではないかなというふうに思います。そうであれば、金額そのものもそういうふうにしてはどうかというふうに思うんですが。

それと、県からの補助金のタイミングもあろうと思うんですが、精算の方法ってというのはどういうふうになるのかっていうことを伺いたいと。

まず、その点について。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の96件につきましては、県のほうからの件数があげられた分、最大の分っていう形で、今回あげさせていただいております。実際調べますと、やはり少ない形は見えますけども、これにつきましては申請があがらないとやはり、はっきりした件数というのは分かりませんので、最大のところであげさせていただいたところでございます。

それと、申請関係になりますけども、申請といいますか、補助の支給関係になってくるかと思いますが、支給につきましては、今月末ぐらいに事業の半分のほうが、支給が可能だという形で県のほうから聞いております。ですので、それ以降につきましては、あとの精査した中での整理した分の件数のほうが以降入ってくるというような形で、今のところ考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

私が聞いたのはですね、実際の件数は何件かになる見込みかということです。一つはね。

だから、その96件万度に支出されることはないのではないかと。分かっている分があれば、その分減らした予算になるのではないのかということが一つと。

それから、もう一つはですね、県が96件ってというのは、届出に基づく件数ということで想定しているっていうことなんですが、県からの支出金、補助金がきて、その精算というのはどうなるのか、精算、要するに実際に支給しなかった分については、県に返還するっていうことになるわけでしょ。その辺りの精算の方法、タイミングってというのはどうなるのかっていうことを伺いたいということです。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

失礼しました。御質問の分の見込みにつきましては、県のほうから出されてる分のリストに対しまして、こちらのほうで確認をしたところで、69件というところを見ているものでございます。ですので、おっしゃるとおり、うちの見込みの分でしますと、最大の分で69件ではなからうかというふうな形で思っております。

それと県の申請につきましては、今後の形にはなりますけども、うちにその申請が出された分、そちらの分を精査した中での申請という形になりますので、返すという形と申しますか、支給につきましては、まず半分、半額のところを一旦頂いて、残りの精算の分で追加していただくというふうな形になりますので、返すという形ではなくてですね、追加の分を後で頂くというふうな内容になろうかというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今の回答、よく分からないんだけど、要するにその、69件は分かりました。精算の仕方っていうのはどうするんですかっていうことを聞いたんですね。要するに県から支出がくるでしょ、補助金がくるでしょ、そのタイミングっていうのは、要するに佐々町が支出終わって、それから申請をして、そしてお金が入ってくるという仕組みなのか。歳入の予算も組まれているわけだから、実際にその精算というのはですよ、要するに最終的にはそれを再度補正をしなければいけないのかですね、その辺りっていうのがよく分からないので、ちょっとそこら辺が年度末でもあるので、その辺りはどうなるのかということをお願いいたします。

まあ、3問目ですから、もう1件ありまして、一つはですね、佐々町独自の施策というのは、今のところ、これに関わってはないということなんですが、確かに第二次医療圏で、県北保健所の管轄ですから、県北保健所の管轄で、そこの医療については保健所が指導するということになるんですけども、実際に町民の安全安心を担うという点では町の役割ですから、町としての立場と考え方というのは示さんといかんというふうに思うんですね。だから、先般来の議会でも議論がありましたけれども、例えば、福祉施設だとか、それから学校だとか、それから医療機関だとか、こういったところでクラスターの大体半分以上は出てるわけですよ。そうであればですね、県北は一番県内でも医療ひっ迫が酷いというふうに言われてるわけですから、この地域については、やっぱりゼロコロナを目指すというふうに考えるのであればね、やはりそういう施設の職員さんとか、そういった方々については、定期的なやっぱりPCR検査って必要なんではないだろうか。だから、安心して業務をできるようにしておく、そして、そういったところを利用する町民も安心して利用できるという状況をつくっていく必要はあるとおもうんですね。だから、PCR検査についての質問が何件も出たわけですよ。12月議会で。その後の取組については、そのことについては何もふれられてないので、町長のほうで、そのことについてどうお考えなのかということをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長、予算の確認。

精算は、今、半分して、半分実績ってするっていう答弁をしたもんね。そればちょっと分かりやすく言えばよかたい。私は分かったけど。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

今一度ちょっと説明をさせていただきますけども、現在 96 件という形で計上させていただいておりますが、これにつきまして、県のほうからの支払いという形では、今月末ぐらいにその半分がくると、請求のほうを半分いたしまして、その分を半分一旦受入れをします。その後申請のほうを全部終わりました中で、あと残りはいくらになりますという形で、こちらのほうから今度、また追加の請求という形になりますが、それをもつての精算という形になるかと思っております。ですんで、精算につきましては 3 月中になるかと思っておりますが、その結果につきましては、また、予算のほう、補正予算のほうでですね、また、結果のほうという形で報告のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

PCRについて。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

PCRの検査につきましては、永田議員も御存じのように、議会のほうからもこの前の報告って言いますか、そういうことで出ております。それで、国が今、第3次補正を今やってるわけですね。その中でPCRっていいですか、コロナの感染関係の予算も出てるというお話が、交付金もくる、地方創生交付金がですね、出てくるわけでございますので、その中でどうするのかというのは十分考えさせていただきたいと思っております。

しかしながらPCR検査っていうのが、これは何回すれば、毎回毎回、毎月毎月やるのかとか、3か月に1回やるとかとか、これずっとしなければならぬわけですね。だから、そこら辺の費用とか対費用等効果を考えてですね、十分検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

PCR検査についてはですね、要するに国は、要するに実質的に自治体の負担なしでやりますと、にしていますというふうに言っているんですね。ほかの自治体ではですね、要するに自治体として、その集合検査をやるっていうふうにしてるところもあるわけです。広島県なんか、広島市は 80 万人PCR検査をやるっていうふうになっているんですね。延べかどうかわかりませんが。結局、自治体の判断なんです。自治体が判断せんといかんということが前提だということなんです。そして、それしたものについては国が補填しますという枠組みのようなんです。だから、そういうことを考えると、町としてどうすべきかということを考えて、やはりそこに対して、やはり具体的に手を打つし、それを前提にした予算の検討だとかっていうことが必要になってくるのではないかと。だから、組立てとしてはね、やっぱりその県北保健所の指示待ちではなくて、やはり町として、町民の安心安全を守るというスタンスで、そこにやっぱり手を加えていかんといかんのではないだろうか。だから、その検討を進めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

今回の専決は、営業時間短縮要請に伴う経済対策協力金という形ですけども、全国の緊急事態、国が指定しているところとは別に、長崎県はまた、長崎県独自で出されているということで、今回も専決でしょうけども、これは1店舗当たりということで、県内全域、在店舗主義で申請窓口は自治体になるのかということを一ポイント確認をしたい。

それと、先ほど1番議員の質疑の中で、聞き及んだですけども、今後、国は1か月延長されますよね。今後は、11時からの現在協議が行われているということですけども、マスコミ等々、SNSもしかりですけども、結局、今回は飲食店及び遊興施設ということで飲食関係で、疲弊をしているのはですね、そのみではないということで、生産者はじめタクシー、代行業等々、様々な業種の方々が、負担を強いられているわけですね。そういった協力飲食店のみならず、その協力によって、経済活動に支障をきたしていらっしゃる方々へのいわゆる協力金の議論というものは、本町は佐々町をはじめ、県内でどのようにされているのか。今回の専決には上がっておりませんので、そういった声を耳にするわけですね。自治体のほうにも届いていると思うんですけど、県と自治体とのその協議、町だけでの協議というのもあられると思いますが、そこら辺どのようになっているのかをお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の店舗につきましては、町内への在店舗という形のところが対象というふうになっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

飲食業の時短要請ということで、76万円が県と佐々町で折半してってということで補助金を出すわけでございます。確かに5番議員がおっしゃるように、やはりほかの事業者ですね、事業者がたくさんいらっしゃるわけですね。それはやっぱりコロナの影響というのは大変甚大なものだと思います。

やはり今後、この国が今、第3次補正予算を組んでるわけですね。この地方創生交付金もたぶん入ってくると思います。その中で、やはり次の事業者支援とか、どうするのかというのは、やはり考えていかなきゃならないと、やはり我々としましても、今のままではですね、やはり飲食業さんだけの時短の76万だけでは、やはりなかなか厳しいと思います。ほかの方の事業収入がやはり苦しいわけでございますので、そういう方たちをどうするのかということ、それから医療関係者とか、いろんなことが出てくると思います。それはやはり十分町としましても、やはり考えて支援する方向を考えなければならぬのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

現場のそういった声を、皆さんの声をですね、ちゃんと議論していただいて、対応をどうするのかというのをですね、見える形にさせていただかないと、ただただ飲食店、遊興施設のみの協力金だけしか表に出てきてませんから、そういった議論等々もですね、伝えていただきたい。

ここに書いてありますよね、時短要請協力金。これ、要請前に既に廃業、休業している店舗は対象にならない。早期に手を打たないと、これがどんどん増えていくんじゃないかと。現実問題あると思うんですよ。早め早めの先手先手でですね、そういった対策も、感染対策と並行してですね、やっぱり考えとかないと厳しい結果につながると思いますので、県と協議をされて、統一的な対応をしていくというスタンスに見えますので、是非ともですね、そういった声を大にして表に現れるようにしていただきたい。

以上。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

この案件につきましては、営業短縮の補助ということで、専決ということは十分承知しておるんですけども、まず、議長のほうにちょっと。

このコロナ対策のPCRで質問していいかどうか。

議 長（川副 善敬 君）

どうぞ。

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

いいですか。先ほどからPCR検査ということでお話が出ておりますけれども、私の友人が微熱が出たということで、平戸の保健所のほうに、田平の保健所のほうに、PCR検査をしてくれないかということでお願いしたそうです。ところが、まずは保健所、保健所は県の管轄でしょうけれども、全くその電話が通じないと。そして、電話が何十回として、やっとつながったところが、その民間の病院で第一検査をしてくれと言われたそうです。ところが、この佐々の病院のほうにしたところが、「いや、うちはせんとですよ。」ということで断られたと。じゃあ、どうすればいいかということなんですよ。そいけん、保険環境課長もおいででございましてけれども、佐々町の対応として、どういうふうにすればいいもんか。そこら辺のところを、まずは1点お伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今のお話ですけれども、実際私どもがちょっと保健所のほうから聞いておる内容と、実際の対応がちょっと違っているところがどうもあったようです。

私のほうが聞いておりますのは、その保健所のほうに、熱、熱発ですね、とかで連絡を入れた際に、保健所がPCR検査が必要というふうに判断する場合っていうのと、そうではなくて、そのコロナ疑いとまでは保健所は判断しないけれども、どうしてもそのPCR検査を受けたいというふうに申出があった場合、大きく2つ対応があるということでお伺いしております。

今申しました後者のほうですけれども、その場合は、民間で検査ができる、民間の病院ですすね、検査ができる医療機関のほうを紹介をしているというふうにお聞きをしておりました。ところが、今の御質問では、その病院の紹介までには至ってなかったというふうな状況のようですので、そのところは、実態のほうを含めて、ちょっと保健所のほうに再度確認をさせていただきたいと思います。私どもとしましては、民間でやる、検査をやっただけの医療機関があるので、そちらを紹介をするようにしておりますというところでお聞きしておりましたので、申し訳ございません、紹介も何もなく、とにかく民間で相談するというふうなことではないというふうに思っておりましたので確認をさせていただきます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

まずあの、いろんなことの補助金とかそういうことでは、広報とか何とかですすね、いろんなことでまわるんですけれども、じゃあ、今の先ほどの3番議員のPCR検査ということで質問しておられましたけれども、その検査の手順がね、我々とすれば、保健所に言えば、保健所が全部手配してくれるというふうに思ってたわけです。どこの病院に行けよとか。そういうのじゃないようなんですよ。件数が多いかどうか分かりませんが。そこら辺のところもね、やっぱり町民の方たちには明確に、どうすればいいんですよということを伝える方法ということをね、すべきではないかということがまず1点。

そして、全くその方は、そういうPCR検査ができないということで、今テレビに出ておりますけれども、民間の、電話したそうですよ。そしたら、唾液の検査するっていうて、それが送ってきたと。唾液をして、そして、その民間の所に送ったところが、そういう、丸一日ですすね、金額とすれば2万円かかったということで、そういう今のところは民間ということで、テレビで宣伝しておりますけれども、そこで受けて、最終的には陰性であったんですけども、陰性っていう手続きもこの携帯にですすね、全部こうして、どことどの検査機関でオーケーでしたよというような証明が送ってくるそうです。そういうような手続きをとって、今安心したということと言われたんですけども、じゃあ、先ほどから言っておりますように、そういう方法、私たちは全く分からんで、保健所に言えば、パパパっていうことでしてくれると思っておったんですけども、そういうふうでないようですので、そこら辺のところを再度町民のほうに知らせる必要があるんじゃないかということで質問をいたしました。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これは専決した事件の承認になりますけれども、あとから人命に、経済的なものが、この専決処分は主ですけれども、あとから、第9号で、人命に関するもの、医療に関するものが出てきますんで、その中でまたやっていただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件(令和2年度佐々町一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
しばらく休憩します。

議 長(川副 善敬 君)

(11時14分 休憩)

(11時30分 再開)

— 日程第7 議案第3号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算(第9号) —

議 長(川副 善敬 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第3号 令和2年度佐々町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第3号 朗読)

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長(川副 善敬 君)

企画財政課長。

企画財政課長(藤永 大治 君)

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1,258万6,000円、計29億3,451万2,000円。2項国庫補助金、補正額1,258万6,000円、計22億2,389万4,000円。

21款町債、補正額70万円、計4億8,380万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額1,328万6,000円。計96億6,261万9,000円。

歳出。4款衛生費、補正額1,259万5,000円、計7億6,865万円。1項保健衛生費、補正額1,259万5,000円、計4億3,429万9,000円。

11款災害復旧費、補正額242万2,000円、計6,546万4,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額242万2,000円、計1,180万4,000円。

14款予備費、補正額、減額173万1,000円、計2,437万2,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1,328万6,000円、計96億6,261万9,000円。

2ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

追加。起債の目的、(災害復旧事業債) 元年災農地等災害復旧事業。限度額70万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

4ページ以降が歳入歳出になりますけれども、今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種ということで、接種体制の確保に関する部分の補正予算並びに、元年災の農業用施設災害復旧工事の追加補正を計上をさせていただいております。

企画財政課からは以上です。よろしくをお願いいたします。

議長(川副 善敬 君)

保険環境課長。

保険環境課長(安達 伸男 君)

資料のほうを、資料1と2を添付をさせていただいておりますので、こちら資料のほうで内容の簡単なご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1の1ページでございますけれども、こちらは、委員長報告でもありましたとおり、総務厚生委員会のほうに御提出をさせていただいた資料と同じものになっております。

医療従事者向けとそれ以外というところで、1ページの上段は医療従事者向けのスケジュールで、下のほう、青色っぽくなっているところの部分が、市町村が行っていくものということで、医療機関との調整ですとか、接種会場の確保、それから接種券、クーポン券の発送の準備、それから発送、それと実際の接種というふうなところにつなげていくための予約の受付ですとか、そういったところを、まず準備として行っていく必要があるということになっております。

接種の開始時期につきましては、当初、高齢者の接種が3月下旬から開始というふうなスケジュールで進めてきたおったところですが、今、政府のほうで方針が若干変わります、早くても4月1日以降に開始となるというふうなところがございます。

ただ、医療従事者向けの接種につきましては、2月下旬とされておりましたところが、昨日、総理大臣のほうで、2月中旬から医療従事者の接種は、優先の方から開始するというふうな御発言があったりということで、接種の開始時期につきましては、日々といたしますか、変更等々ございますけれども、準備に関しては、準備を整えておかないと接種開始ができませんので、準備については淡々と進めていくというふうな考え方で、今回補正予算を計上をさせていただいているところでございます。

2ページ以降の資料につきましては、それぞれ接種場所の原則ですとか、ワクチンの種類のことですとか、もろもろ資料を付けさせていただいております。御覧いただければと思います。

それでは、資料2のほうを御覧いただきたいんですけども、ワクチン接種にかかる予算の概要というところで、1ページ目に整理をさせていただいております。

大きく、今回のワクチン接種にかかる分としまして、この表みたいにしてるところの上段

と下段に大きく分かれます。上段が①としております体制確保事業ということで、接種に関する準備、接種券のクーポン券の発送ですとか予約の受付とか、そういったものにかかるもので、物品調達の関係ですとか、そういったもの。それから、予約の受付等々にかかる会計年度任用職員の雇用ですとか、クーポン券を作成する費用、郵送に要する費用というふうなところが、体制確保事業ということで整理をされております。

下段②の対策事業となっていますのが、集団接種、個別接種を実際に実施していくにあたって、集団であれば医師、看護師等に対する報償費、それから、看護師等を雇用する場合の会計年度任用職員の費用、それと、個別接種に関しましては、各個人の医療機関等々で個別接種というふうになるんですが、そちらにお支払いする委託費等というふうな大きく整理がなされております。

今回の補正予算で計上をさせていただいておりますのは、この1ページの左上のところでございますが、R2年度臨時補正とさせていただいておりますのが、体制確保事業の中のR2年度分ということになります。大きく準備にかかる経費というふうに捉えていただければと思います。それ以外につきましては、今後3月の補正予算にて計上をし、繰越しの手続きをとらせていただきたいというふうに考えております。3年度実施にかかってくる分につきましては、大きく3月補正にて繰越しの手続きをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

予算に計上しておりますものの内訳的なものですが、資料2の5ページを御覧ください。

5ページのほうに、積算を載せることができないもの以外については、積算のところまで記載をさせていただいておりますが、先ほど言いました会計年度任用職員の報酬等にかかる人件費の分、それから、もろもろ必要になる物品等の分ということで、需用費ですとか、備品購入費を計上させていただいております。それ以外に接種券の発送等、予約の受付等々に必要となる役務費関係、それと委託料というものを計上をさせていただいているところでございます。

歳出の予算ですが、この5ページの一番右側、予算額となっているところの下のほう、枠外のところに記載しておりますが、歳出としましては、1,259万5,000円を計上させていただいております。そのすぐ左側に円単位で1,258万6,748円と記載をしておりますが、こちらは、円単位で積み上げて、歳入のほうに計上する補助金の額というところで、千円未満を切り捨てて1,258万6,000円を歳入に計上をさせていただいております。

歳出の予算と歳入のこの差分9,000円については、一般財源を付けさせていただいているというふうな形でございます。

あと、資料の6ページ以降に、まだ、3月補正までに、内容等々変わる可能性もございしますが、今のところで整理できている3月補正に計上をしようというふうに考えているものの内訳等々を掲載をさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

資料2の最後、A3の綴込みになっている分、こちら16、17、18ページになりますが、こちらはまだ確定したものではありませんで、町内の医療機関のほうと、集団接種について協議を行っているところの資料となっております。

接種日等々、医療機関と調整しながらできるだけ多くの接種の人数というのを確保できるように、今後、更に調整を進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (川副 善敬 君)
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、予算書のほうを、6ページのほうをお願いしたいと思います。

6ページの真ん中にございます11款の災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費1目農地等災害復旧費14節工事請負費、元年災農業用施設災害復旧工事の計上でございますが、こちらにつきましましては、令和元年度に被災いたしました中川原地区頭首工のラバー堰について、昨年契約締結案件において承認いただきまして、災害復旧工事に取り組みまして、現在まで工事のほうを進めてきております。

しかしながら、その工事を進めていく中で、いくつかの工事の変更を余儀なくされまして、変更を行いながら工事を進めてまいりました。工事内容の完了を目指して進めてまいりまして、工期での完成見込みであります。かかる費用が予算額のほうを上回ることが分かりまして、今回の補正予算のほうで対応が必要となってきておりますので、予算の計上のほうをさせていただいたところでございます。

予算書を見ていただきますと、工事請負費の増加分につきましては、当初の計画したものから数量が増えているという形につきましましては、内容につきましましては、大型車両、転回広場の追加というのがございます。

あと、それと工事費の増加分につきましては、現在の契約及び予算内のほうで対応いたしてはるものがございますが、今後の予算、工事予算分を使った形という形になっておりまして、金額の変更額は今後の工事内容になります。河川内の資材撤去、運搬、処分にかかる費用というもので考えております。

また、補正額につきましましては、今回説明いたしました、今回あげた内容の中に、土のうや敷鉄板、盛土、コロナの増加分という形が補正予算での対応分というふうに考えているものがございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。
5番。

5 番（阿部 豊 君）

農業施設災害復旧の契約変更について確認させてください。

産業建設文教委員会の委員長報告でも確認したんですけれども、再確認ということで。

まず、この増額分の1,105万5,000円については、繰越災害復旧事業で、この増額分も99.4%ですか、委員長報告であった補助率ですけど、補助対象変更というふうな認識でよろしいのかを1点。

また、今回、本日、令和3年2月3日ですよね。この変更内容につきまして、施工当初から必要な変更と見受けられますが、このタイミングで提案になるというのはどういった経緯なのかというところが2点目。

3点目。委員長報告でありました栗石投入の追加については、補助対象外というふうな報告があったわけですけども、内容においては、支持力不足による安全性確保という点が補助対象外というのは、いかんせん理解しがたい部分がありますので、そここのところの説明を願いたい。

以上、3点。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問のまず1点目の、補助対象であるのかという形につきましては、一部、一般財源のほうの対象、一般財源のほうで対応とする分が1件ございますが、それ以外につきましては、補助対象という形で見ております。

それと、変更につきましては、その都度、工法を変えながらという形で対応をさせていただいておりますが、業者との打ち合わせの中で、そういった形を進めながら行った中で、最後の詳細なところが見えてないところがありましたところ、そこを積み上げた中で不足したという形の結果でございます。これにつきましては、積上げが、詳細がとれなかったという形で、最終的な形であげさせていただいておりますけれども、その点につきましては、大変申し訳なかったというふうに思っております。

それと、栗石の件でございますが、作業ヤードのそこに栗石のほうを投入するという形で、盛土の分の強化のほうを図ったところでございますが、一応安全性を考えまして、そういった工法のほうを持ち出していただいておりますが、当初の県との協議のなかにおきましては、工法的な形がそれではなかったものですから、工種の変更については、補助の対象ではないという見解が出されたものですから、盛土での対応という形のほうをとらせていただいております。説明は以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

分からない。まず、どうしてその補助対象かというのを聞いたかと申しますと、今回の補正予算の補助金に増額分があがってないんですよ。歳入予算が。起債はあがっています。収入分の補助対象、増になるはずですよ。予算計上がなされていないということで合点がいかないので、確認をしているんですよ。一部補助対象があります、では、その契約金額の8.25%の増になっていますね、1,105万5,000円の何パーセントほどが補助対象で、補助対象外がどれぐらいあるのか。

工種の変更のうんぬんという説明をされたんですけど、そもそもの設計のところ、査定で、災害査定で補助対象で受けられた工種の変更が、そもそも論としてなされたっていうことですか。結局ですよ、これ一連のつながりで、支持力不足で、安全対策ですよ、これが補助対象外ってというのが、課長の説明では理解しがたいんですよ。では、工種が変わった、工種が違った、工種が違う設計をしたっていうことですか、そもそもの。これ、設計が発注されていますよね。発注した設計ですよ。内容の、そもそも論として、想定外のことが起こっての変更っていうふうに見受けられないんですよ。そのところを分かるような説明をいただけませんか。

追加質問です。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問にありました今回の補正につきましては、歳出の分だけを計上させていただいておりますが、歳入につきましては、こちらにつきましては、令和元年の分からになっておりまして、こちら災害の補助事業につきましては、3か年で分けた形での収入の受入れをという形を行っ

ております。

今回につきましては、繰越しの分という形で2年度のほうで受入れをしますけども、こちらについては過年度収入という形の分での収入になりますので、そちらのほうでの計上という形になりますが、金額のほうにつきましては、しっかりした額がまだ分かりませんので、最終の補正時にですね、計上のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）

町長のほうから、補足説明を。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません、私、担当からちょっとお聞きしたことは、まず、作業道路をですね、作業道が1本で、幅が小さかった、それは災害査定でそういうことで査定が行われたわけです。実際に作業道を使う場合に、大型トラックが入るものですから、やはり転回がいるということで、これは転回道路を、新たな作業道路をつくらなければならないということで、その分で変更が出てきたと。お金が出てきまして、これが、国交省はないってということは、国交省は来年の精算で入ってきますので、ことしの予算には上がってこないと、来年の精算で、精算をしてから国庫補助金が上がってきます、災害の場合はですね。ですよ。

だから、まだ精算設計を、精算をしてないから、実際的には補助金はまだあがってこないと。起債はもちろんあげますけど、こちらからですね。そういうことで変更が生じたってということで聞いておりますので、これは県のほうから、国のほうからの許可が、それで変更契約、変更が承認がおりたということで、転回道路を広くして、転回できるような設計をして、その分が1,000万以上のちょっと変更が出てきたと。

それから、栗石の件で。これは作業ヤードの栗石ですね、が、不足した。そしたら、単独でやってくれってということで、それは補助対象にならないよということで、私はそういうことで聞いておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

いやいや、補助率、補助増額分の何%が補助対象になのかっていうとの答えば。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

金額のほうをちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、まず今回の変更をみてる部分になりますけども、変更見込額を1,105万5,000円というふうにみております。そのうち、補助分が99.4%でございます、こちらが、989万300円です。単独分としまして、116万4,700という形でみております。

それと、栗石の投入になりますけども、こちらが作業におきましては、ラフテレーンクレーンというクレーンのほうを使った作業を行う場所になりますけども、こちらのほうの行う場所のほうで、河川水というのが侵食してきた場合、そのクレーンの支持力が保てないという形で必要になりまして、作業中に転倒する事故にもつながるんじゃないかという形の現場との協議

の中でそういった形をとらせていただいたという形でございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

違うんですよ。99.4%は補助率でしょ。1,105万5,000円のうち、補助対象事業はいくらなのかというのを確認しているんですよ。

補助対象外と言われた部分については、どれぐらいあるのかなと。補助対象の99.4%が補助金でしょ。単独分の補助対象外としてはねられた分は何%ぐらいあるのかなというのを確認したいということと、いわゆるその作業ヤード、町長のほうが説明されました、当初の査定ではと、詳細設計に入ったら、こうこうこうでという、それを変更を認めていただきましたということであるというふうに理解するんですけど、であるならば、安全性確保が補助対象外というふうなことはちょっと容易に理解できない。災害復旧事業に安全性を確保するというのは、当然なされるものであって、これを補助対象から外すというふうな国の判断はいかなものかというふうに私は理解するんですけど、その詳細を確認したいということを申し上げているんですよ。

それと、元年災ですよ。契約変更議案であがってくると思うんですよ。ほぼほぼ固まっているんですよ。であれば、過年度収入の予算は1,000万からの補正をするわけですから、あがってくるべきじゃないんですか。そこが理解しません。

議 長（川副 善敬 君）

(11時58分 休憩)

(12時10分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいておりますその増になります分の補助金の対象額でございますが、1,105万5,000円、こちらに対しまして、補助の対象としましては、995万、こちらのほうが対象という形になっております。

それと今回計上いたします予算につきましては、歳出のほうだけあげておりますけども、歳入につきましては、令和2年度の過年度収入という形で現在あげてる分が、県から承認をいただいている分の額でございますが、今後また、今の工事に対しまして追加分の請求の調査があっておりますが、それにつきましてまた、追加が可能という形になりますと、うちの町のほうとしても、もちろん受入れを行います、これにつきましては、現在あげていますところが、まだ、予定の額という形になりますので、また3月までにですね、分かる分でありましたら、また補正のほうをさせていただきまして、計上する形になろうかと思っておりますが、現在につきましては、補助以外につきましては、単独の分を付けさせていただいているという形でございますので、あと増額になるということになれば、予算の組換え等をさせていただく形になろうかというふうに思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

災害の件で大変御迷惑をおかけしております。国庫補助金につきまして、私が、翌年度精算
ってということでお答えいたしました。ただ今確かめたところによると、まだはっきりしてい
ないということで、もし、国庫補助金が年度内に決まれば、3月の補正で、財源の組換えをさ
せていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
よかですか。
ほかに質疑ありますか。
1番。

1 番（須藤 敏規 君）

基本的なことをお尋ねしておきますけども、通常設計いたしまして、特に災害ですから、危
険ということで必要の度合いは分かるんですけども、設計いたしまして、これで災害の復旧が
できるという予算で発注されたわけですけども、契約して、これで受けますか、はい、受けま
すよ、相手は承諾をしたということなんですね。それで、途中から、先ほど来からの論があつ
とるように、大型作業車の転回場所が狭いとか、そういうのは向こうからの申出で出てきたの
か。それとも、再度、町の執行のほうで考えて発生してきたのか。契約書上はですよ、いろい
ろ方法があるんですけど、契約条項の何条でこの措置を行おうとなさったのだけ確認をさせて
ください。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（12時14分 休憩）
（12時16分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております内容につきましては、まずこの事業にあたりましては、国県、国
のほうと事前協議のほうを行いまして、工事の内容を確認をしておりますが、その中におきま
して、国のほうから事業費については抑えるよという形の話がございまして、それに合わ
せて設計という形を行っております。その中で、実際、現場のほうで行いまして、そういった
危険性が伴うという形のものにつきましては、今回変更をしているところでございます。追加
という形でさせていただいておりますが、その契約の内容につきましては、契約の中に、条
件変更等というところがございまして、そちらが18条のほうに記載しておりますが、その中の
条文をちょっと読ませていただきますと——（須藤議員「よか。」）よろしいですか、18条の

中にというところでございます。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第3号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決しました。
以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。
閉会にあたり、町長の御挨拶をお受けします。
町長。

— 閉会 —

町 長（古庄 剛 君）

いろいろ、大変御迷惑をおかけいたしまして、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、3件の議案につきまして、慎重審議をいただきまして、適切な御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の感染者数については、国内で感染が急速に拡大しております。既に11都府県の2回目の緊急事態宣言が行われるということで、感染拡大の防止のための流れを抑制するなど、1月8日から2月7日まで先ほど申しましたように、1か月間の実施されております。昨日、栃木県では状況が改善しているということで、解除をされる予定であります。10都府県につきましては、引き続き、3月7日まで、1か月間延長をされておるわけでございます。

県においても、今、副町長が会議に出ておりますけど、特別警戒警報が18日から2月7日までということで発令されておまして、長崎市も独自の緊急事態宣言をされているということでございます。やはり県外との不要不急の外出は、往来は控えていただきますとともに、人との接触機会をできるだけ減らすということで、感染予防に努めていただきますように、引き続きお願いをしたいと考えております。

県内でも1,537人ということで、たくさんの感染者が出ているわけございまして、先ほど申しましたように、町内でも7件が発生しております。町としましても、議員からも御指摘がありましたように、引き続き、やはり皆様方の安全安心ということで、感染拡大防止に努めてですね、県と関係機関とも連携をしながらやっていきたいと考えておりますので、今後とも御支

援を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

住民の皆様には、引き続きこれまでと同様に、徹底した感染対策をお願いしたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、健康に十分御留意をいただきまして、町政あつてのために御活躍くださいますように心からお願い申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長 (川副 善敬 君)

ありがとうございました。

私から一言お礼を申し上げます。

本日の臨時会においては、3件の案件が提案され、可決されました。令和2年度の専決処分されました一般会計補正予算（第8号）については、飲食業者の営業時間短縮に伴う給付金の支給と、給付を行うというもので、事業者の方も安心をなされておるのではなかろうかと思っております。

また、一般会計補正予算（第9号）については、これからのワクチン接種に関する予算で、どちらも緊急を要する予算でした。

この井堰の案件については、説明不足という問題もありましたけれども、2議案とも、経済と生活、人命の予防の役割に関するコロナの防止対策が主でございます。

町においても、議員の皆さんも日々の業務とコロナ対策業務で大変だろうと、推察いたしますけれども、議会も協力しながら、町民の皆さんとともに、この未曾有の危機を乗り切っていければと考えております。

ことしの節分は例年より1日早い、2日になったのは、124年ぶりと言われております。地球の公転の周期の関係でなっておるようでございますが、節分の豆まきということで、コロナの鬼も一日も早く退散して、町民の皆さんが、平穏で楽しい生活に戻れますように願っております。

本日はお疲れ様でございました。

以上で、令和3年2月第1回佐々町議会臨時会を閉会します。

どうもありがとうございました。

(12時23分 閉会)